



第 37 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年12月21日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館中2階「光の間」
(開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)

議決権行使期限

2021年12月20日（月曜日）
午後5時まで

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り当日のご来場はお控えいただき、インターネットまたはご郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

- ・議決権の事前行使の方法につきましては、4ページから5ページをご参照ください。

目 次

株主の皆さまへ……………	1
第37期定時株主総会招集ご通知……………	2
議決権行使についてのご案内……………	4
株主総会参考書類……………	6
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件	
（提供書面）	
事業報告……………	20
連結計算書類……………	42
計算書類……………	56
監査報告……………	64

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、日頃より当社グループへのひとかたならぬご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。第37期定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当連結会計年度の事業の状況、並びに業績の詳細につきましては、事業報告に記載のとおりであります。2021年は東京オリンピック・パラリンピックの開催であったものの、昨年12月以降新型コロナウイルスの波動的な感染拡大の影響は甚大であり、当社グループを取り巻く事業環境は極めて厳しいものでありました。

当社グループの3つのセグメントの中でも、スチュワード事業、フードサービス事業では、とりわけその影響を大きく受け、業績圧迫要因となりました。一方で、空間プロデュース事業では、そうした影響を受けたものの、リモートテレワークやウェブ会議の普及・拡大により集音力の優れたマイク・スピーカーなどへの需要が飛躍的に高まり、業績向上に貢献しました。

足元では新型コロナウイルス感染状況は落ち着きを見せ始めているとは言え、諸外国の状況などを勘案するとまだまだ気を緩めることは出来ません。このような環境下にあって、当社グループは2022年9月期を始期とする中期経営計画「Value Innovation 2024」を策定いたしました。来る2024年の創立40周年に向け、新たな経営体制のもと経営基盤の再構築を図り、企業価値の向上と収益力の最大化に向けて邁進する所存です。

引続き株主の皆さまにおかれましては、倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

株式会社C S Sホールディングス

代表取締役社長 田口泰一

株主各位

東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号



株式会社CSSホールディングス

代表取締役社長 田 口 泰 一

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。
本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、株主の皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場をお控えいただき、できる限り事前にインターネットまたはご郵送による議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

インターネットまたはご郵送による議決権行使につきましては、お手数ですが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年12月20日(月曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月21日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館中2階「光の間」
(開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第37期(2020年10月1日から2021年9月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期(2020年10月1日から2021年9月30日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件
4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.css-holdings.jp/>)に掲載させていただきます。

第37期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、下記の対応を実施させていただきます。
株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【当社の対応について】

- * 本年は、感染拡大防止の観点から、お席の間隔を広く開けてご用意いたします。そのため、例年より座席が大幅に減少する可能性がございます。ご用意を超える方がお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- * 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、所要時間の短縮化に取り組みます。株主さまにおかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- * 当社役員並びに運営スタッフは、検温を含め、あらかじめ体調を十分確認したうえで、マスクを着用して対応させていただきます。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

【株主の皆さまへのお願い】

- * ご出席をご検討されている株主さまにおかれましては、感染防止及び株主さまの安全を確保するため、本年はご来場をお控えいただき、事前にインターネットまたはご郵送による議決権行使をいただく方法をご検討くださいますようお願いいたします。特に感染によるリスクが大きいとされるご高齢や基礎疾患のある方、妊娠中の株主さまにおかれましては、慎重なご判断をお願いいたします。
- * ご来場される株主さまには、マスクの着用と受付にて手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- * 受付において体温チェックをさせていただきます。また、体調不良とお見受けする場合は、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- * 混雑緩和及び接触感染リスクを減らすため、ご来場の際のお土産の配布は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化に応じて、上記対応について変更が生じた場合には、当社ウェブサイト(<https://www.css-holdings.jp>)にてお知らせいたします。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年12月20日（月曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年12月20日（月曜日）
午後5時到着分まで



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年12月21日（火曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

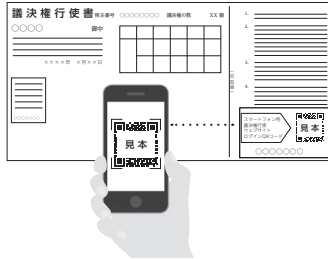
書面（郵送）及びインターネット双方により議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

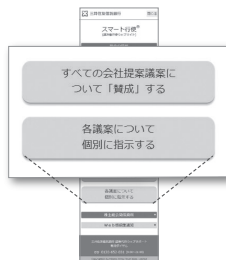
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

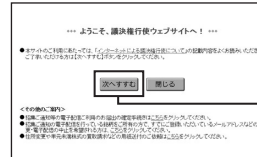
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

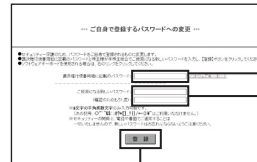
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員が任期満了となります。つきましては、一層の経営基盤の強化、充実を図るため2名増員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	野 口 緑	再任	代表取締役会長	18／18回 (100%)
2	稲 葉 秀 二	新任	—	—
3	水 野 克 裕	新任	—	—
4	松 島 透	新任	執行役員	—
5	讃 岐 康 司	新任	執行役員	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	再任 の ぐち みどり 野 口 緑 (1957年3月8日生)	1984年12月 当社取締役 1998年10月 当社取締役副社長 2003年11月 当社代表取締役会長 2008年4月 当社取締役会長 2020年12月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) (株)セントラルサービスシステム 取締役会長 (株)CSSビジネスサポート 代表取締役 【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 野口緑氏は、長年にわたり当社及びグループ会社の取締役として経営に関与しており、当社グループの事業に関する幅広い知見を有しております。当社グループ経営における大所高所からの指導・助言、ダイバーシティの推進に適任であると判断し、引続き取締役候補者となりました。	1,162,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	新任 いな ば しゅう じ 稲 葉 秀 二 (1962年10月17日生)	1985年4月 (株)リクルート入社 1995年4月 日本貿易振興会 (現JETRO) 出向 2004年4月 (株)リクルート・ビジュアル・コミュニケーションズ 取締役 2006年8月 UNIVA CAPITAL Group,Inc.会長兼グループCEO (現任) 2015年8月 UNIVA RESORT, LLC Manager (現任) 2015年10月 Big Island HOLDINGS, LLC Manager (現任) 2021年6月 Oakキャピタル(株) 代取締役 (現任) (重要な兼職の状況) UNIVA CAPITAL Group,Inc.会長兼グループCEO Oakキャピタル(株) 代表取締役 【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 稲葉秀二氏は、UNIVA CAPITAL Group,Inc.においてグループCEOを務められているほか、Oakキャピタル(株)において代表を務められるなど、グローバルかつ幅広い業種の企業に対する投資と経営支援の知識及び経験を有しております。当社グループにおいて、その経験や知見を活かし、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に向けて有益な意見をいただくことが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。	0 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	新任 みず の かつ ひろ 水 野 克 裕 (1962年4月12日生)	1985年4月 (株)リクルート入社 2008年4月 リクルート健康保険組合出向 常務理事 2010年7月 (株)ユニヴァ・キャピタル・ジャパン入社 2013年1月 (株)ユニヴァ・キャピタル・ジャパン 取締役 2017年4月 (株)ユニヴァ・マルシェ 代表取締役 (現任) 2019年7月 ユニヴァ共済協同組合 代表理事 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ユニヴァ・マルシェ 代表取締役 ユニヴァ共済協同組合 代表理事 【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 水野克裕氏は、マーケティングや広報を始め、企業経営・事業戦略等に関する幅広い活動経験と高い見識を有しております。当社グループにおいて事業執行を代表する役割としてその知見を取締役会において発揮していただくことにより、当社グループの将来にわたる事業成長と企業価値向上の実現を図るとともにグループ全体の監督・ガバナンス強化の推進に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	0 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	新任 まつ しま とおる 松 島 透 (1959年2月24日生)	1981年4月 松下電送機器(株) (現 パナソニック(株)) 入社 2003年4月 パナソニックCCソリューションズ(株) 静岡支社 支社長 2006年4月 同社 九州支社 支社長 2009年6月 同社 取締役 2011年5月 パナソニック(株) 北海道支店 支店長 2016年4月 パナソニックシステムソリューションズジャ パン(株)ジャパンソリューションユニバーシテ ィ校長 2019年3月 東洋メディアリンクス(株) 取締役 2019年10月 同社 代表取締役 (現任) 2019年12月 当社 執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 東洋メディアリンクス(株) 代表取締役 【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 松島透氏は、通信機器販売事業における営業開発や企画を始め企業経営・人材育成等に関する幅広い活動経験と高い見識を有しております。また、当社では執行役員として空間プロデュース事業の販売営業領域を管掌しており、当社グループの事業開発及びその推進に尽力しております。これらの経験及び実績を活かすことで、当社グループの持続的成長と企業価値向上に資することが期待されると判断し、取締役候補者といたしました。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
5	新任 さぬ き こう じ 讃 岐 康 司 (1981年3月11日生)	2003年4月 東和薬品(株) 入社 2010年5月 (株)パトリオトバトン設立 代表取締役就任 2020年10月 (株)センダン 取締役 (現任) 2021年10月 当社 執行役員 (現任) (株)パトリオトバトン 顧問 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社センダン 取締役 【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 讃岐康司氏は、当社グループである(株)パトリオットバトンの創業者であり、フードビジネスにおける企画開発他、幅広い活動経験と経営者としての知見と豊富な経験を有しております。また、当社では執行役員としてフードサービス事業領域を管掌しており、当社グループの事業開発及びその推進に尽力しております。これらの経験及び実績を活かすことで、当社グループの持続的成長と企業価値向上に資することが期待されると判断し、取締役候補者いたしました。	0株

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は2021年9月30日現在のものです。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役及び執行役員、子会社の役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。なお、各候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、また、各候補者の任期途中である2022年4月に当該保険契約を更新する予定です。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	再任 社外 独立 越 智 敦 生 (1953年9月8日生)	1986年11月 公認会計士社会計事務所入所 1988年 8 月 同所 退職 1988年 9 月 越智会計事務所開設代表（現任） 1998年 8 月 当社監査役 2001年 7 月 九段監査法人（現 清陽監査法人） 代表社員 2015年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2017年 8 月 清陽監査法人 退任 （重要な兼職の状況） 越智会計事務所 代表 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 越智敦生氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、財務・会計分野における造詣が深く、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社では1998年から監査役として、2015年からは監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。 上記の理由から社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は2015年12月に当社の社外取締役に就任し、本総会終結の時をもってその在任期間は6年であります。	40,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	再任 社外 独立 なが 永 つじ 辻 こう 航 (1977年11月4日生)	2004年11月 司法試験合格 2006年10月 弁護士登録 木島・手島法律事務所入所 (現 木島綜合法律事務所) 2010年10月 一般社団法人再開発コーディネーター協会 再開発プランナー登録 2011年 9 月 一般社団法人再開発コーディネーター協会 URCAマンション建替えアドバイザー登録 2020年12月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) なし 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 永辻航氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、 弁護士として培われた専門知識、主に企業法務分野に関する 高い見識を有しており、これらの経験から当社グループのガ バナンス強化に向けて有益な助言・提言をいただいております。 上記の理由から社外取締役として当社のさらなるコーポレー ト・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、引 続き社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は2015年12月に当社の社外取締役に就任し、本 総会終結の時をもってその在任期間は6年であります。	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	新任 社外 独立 ふく だ みね お 福田 峰 夫 (1951年11月4日生)	1975年4月 (株)日本リクルートセンター（現(株)リクルート）入社 1999年6月 同社 常務取締役 2002年6月 (株)角川書店 代表取締役社長 2003年4月 (株)角川ホールディングス専務取締役兼COO 2006年6月 (株)ジュピターテレコム 代表取締役副社長 2010年4月 ジュピターショップチャンネル(株) 顧問 (株)オフィスM 代表取締役（現任） 2016年3月 スターツ出版(株) 社外取締役（現任） 2016年6月 (株)ピーシーデボコーポレーション 社外取締役（現任） 2021年5月 環貫緑佳利控股份有限公司 獨立董事（現任） （重要な兼職の状況） (株)オフィスM 代表取締役 スターツ出版(株) 社外取締役 (株)ピーシーデボコーポレーション社外取締役 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 福田峰夫氏は、豊富な実務経験や複数の上場企業における経営経験を有しているほか、様々な企業での社外取締役を務めております。これらの経験を活かし、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般への助言を期待しており、当社グループの持続的成長に向けた実効性のある企業統治体制の確立に貢献していただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。	0株

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は2021年9月30日現在のものです。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 越智敦生氏、永辻航氏及び福田峰夫氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、越智敦生氏及び永辻航氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として、同取引所に届け出ております。原案どおり同2名の再任をご承認いただいた場合は、引続き同2名を独立役員として、同取引所に届け出る予定です。
5. 当社は、原案どおり福田峰夫氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として、同取引所に届け出る予定です。
6. 当社は、越智敦生氏及び永辻航氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、原案どおり同2名の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

7. 当社は、原案どおり福田峰夫氏の選任をご承認いただいた場合は、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、取締役及び執行役員、子会社の役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。なお、各候補者の選任が承認され取締役就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、また、各候補者の任期途中である2022年4月に当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2020年12月18日開催の第36期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役篠連氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
しの 篠 連 (1957年2月26日生)	1986年10月 司法試験合格 1989年4月 弁護士登録 1990年1月 光和総合法律事務所設立参加 パートナー弁護士(現任) 2016年6月 シナネンホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年6月 高島株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 前田建設工業株式会社 監査役(現任) (重要な兼職の状況) シナネンホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) 高島株式会社 社外取締役(監査等委員) 前田建設工業株式会社 監査役 【補欠の社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割】 篠連氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年弁護士として培われた高い専門知識や企業法務等に関する見識と、様々な企業での社外役員等の経験を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営全般の監視に生かし、客観的かつ公正な立場で提言をいただけるものと判断し、引続き補欠の社外取締役候補者としていたしました。	0株

- (注) 1. 候補者の所有する当社の株式数は2021年9月30日現在にて表示しております。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 篠連氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 当社は、篠連氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

5. 当社は、篠連氏が監査等委員である取締役役に就任した場合は、同氏を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結する予定です。当該契約では、職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「対象取締役」といいます。）、執行役員及び当社グループ会社（注）の取締役、執行役員（以下、対象取締役及び当社の執行役員とあわせて「対象役員」といいます。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の対象役員に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、対象役員に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、原決議同様、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が当社の株価に対する意識と感度を高めることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的としており、当社の対象取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知33頁〕をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会においてご承認をいただきました対象取締役の報酬限度額とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の対象取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は3名ですが、第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

（注）当社子会社と同子会社が100%出資する子会社を指します。

2. 本制度における報酬等の額及び具体的な内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社グループ会社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員及び当社グループ会社の取締役、執行役員（なお、社外取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額

当社は、2016年9月末日で終了した事業年度から2019年9月末日で終了した事業年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度の期間、及び当該4事業年度の経過後に開始する4事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく対象役員への給付を行うための株式の取得資金として、65百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象役員を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式155,500株を取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに65百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象役員に配分された株式数に相当する当社株式で、対象役員に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）がある時は、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、65百万円から、残存株式等の金額を控除した金額とします。当社が追加拠出を決定した時は、適時適切に開示いたします。

(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。なお、対象役員に配分される株式数の上限は1事業年度当たり45,000株であるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は180,000株となります。

(5) 対象役員に給付される当社株式数の上限

各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき対象役員が本信託から給付を受けることができる株式数を算定する基礎となる金額（以下、「給付株式数算定基礎額」といいます。）は、当該事業年度における業績達成度等を勘案して、当社取締役会にて決議します。なお、対象取締役に付与される1事業年度当たりの株式数の合計は31,154株を上限とし、執行役員に付与される1事業年度当たりの株式数の合計は13,846株を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

当社取締役会で決定した給付株式数算定基礎額を本信託が当社株式を取得した際の株価で除し

た数値を当社取締役会の決定により当社の対象取締役分及び当社の執行役員分と当社グループ会社各社の取締役及び執行役員分とで配分した上で、当社及びグループ会社各社の取締役会の決定により役位、業績貢献度等に応じて個々の対象役員に配分することとし、当該配分した数値をもって当該対象役員に対して給付する株式数とします。（ただし、本株主総会における株主の皆さまによる承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、合理的な調整を行います。）。

また、対象役員に配分される1事業年度当たりの上限に相当する株式数（45,000株）の発行済株式総数（2021年9月30日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.88%です。

給付する株式の数は、退任時までに当該対象役員に配分された株式数を累積した数（以下、このようにして算出された株式数を、「確定株式数」といいます。）で確定します。ただし、当社が拠出した金銭が、上記（3）の上限に達している場合（すなわち、当社による追加拠出ができない場合）において、ある対象役員の確定株式数に相当する株式数が信託財産内の株式数を超過するときは、当社及び当社グループ会社が定める役員株式給付規程に従い、当該対象役員の確定株式数は当該超過する数に相当する株式数を減じた数となります。

（6）当社株式の給付

対象役員が退任した場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（5）に記載の方法に従って定められる「確定株式数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。なお、株式数が配分された対象役員であっても、株主総会において解任の決議をされた場合及び当該対象役員に役員としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

対象取締役が受ける報酬等の額は、株式数が配分された時点において、各対象取締役に配分される株式数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎として、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、これを加算した金額とします。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が続くなか、多くの国における都市封鎖、渡航制限、外出自粛などの感染拡大防止対策の影響により世界経済は大きく減速し、国内においても度重なる緊急事態宣言により経済活動が大きく制限されるなど、極めて厳しい状況が続きました。

当社グループの主要顧客であるホテル、商業施設においては、一時GoToキャンペーンをはじめとする政府の各種施策により穏やかながらも持ち直しの兆しが見えたものの、12月以降の新型コロナウイルス感染症の再拡大により、渡航制限によるインバウンド需要の消失、外出自粛、飲食店への制限要請、各種イベントの自粛要請など、過去に類を見ない極めて厳しい経営環境となりました。

このような未曾有の環境下にあって当社グループは、顧客、従業員の安全・安心の確保を最優先課題と捉え、徹底した感染防止に努めるとともに、売上の確保を第一に事業を継続してまいりました。また、アフターコロナに備え人材を確保すべく、雇用調整助成金の特例措置を活用し、雇用の維持に努めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は非常に大きく、当連結会計年度の連結売上高は9,412百万円(前連結会計年度比21.3%減)の減収となりました。

損益面では、連結営業損失は717百万円(前連結会計年度は営業損失1,072百万円)となりましたが、雇用調整助成金を営業外収益に計上したことにより、連結経常利益は34百万円(同86.7%減)となりました。また、昨年12月に退任した取締役に対する退職慰労金を特別損失に計上したこと、さらには、繰延税金資産の回収の可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産を取崩し、法人税等調整額216百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は420百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益23百万円)となりました。

続きまして、当連結会計年度における事業別の状況は次のとおりです。

<スチュワード事業>

当事業は、ホテル・レストランを中心として食器洗浄及び管理業務を全国展開する当社グループの中核事業となるセグメントです。

当連結会計年度の状況は、GoToトラベル、GoToイートの反響により第1四半期は回復の兆しが見られたものの、新型コロナウイルス感染症第3波から第5波の影響を受け、主要顧客となるホテルにおいてレストラン・バーの休業や宴会場の需要減少、施設の閉鎖、顧客による人員の内製化等により、11事業所の契約が終了となり、売上高は大きく落ち込みました。

このような厳しい状況の中、売上を確保すべく新規案件獲得に向けての営業活動に注力した結果、東海地区、関西地区、九州沖縄地区にて、合計10件の業務を受注いたしました。また、衛生事業の一環として、新型コロナウイルス感染症による影響が少ない病院内の食器洗浄業務を新たに受注、順調に推移しております。当事業の今後の新たな顧客層として捉え、医療関連施設へのアプローチを推進してまいります。

現場を支える多くのパート・アルバイトについては、雇用の安定、確保の方針のもと、休業補償を人件費として計上したことにより、大きな営業損失を計上することとなりましたが、休業補償に伴う雇用調整助成金を営業外収益に計上したことにより、経常利益はプラスとなりました。

この結果、売上高は3,356百万円(前連結会計年度比32.4%減)、営業損失は502百万円(前連結会計年度は営業損失1,001百万円)となりました。

<フードサービス事業>

当事業は、従業員食堂・レストラン運営の受託を展開し、フードサービス事業としてセグメントを構成します。

当連結会計年度の状況は、当事業においてもGoToキャンペーンの効果もあり、第1四半期は好調に推移したものの、第2四半期以降の緊急事態宣言の発出による顧客ホテルの休館、レストランの営業時間短縮要請が続いたことで、受託案件の契約見直しや契約終了となる等、厳しい事業環境が続きしました。

このような中、既存事業所において様々なフェアメニューの提案を行うなど顧客満足度向上に努めるとともに、失注分をカバーすべく新規案件獲得に注力し、従業員食堂2件、ホテル内レストラン7件、高齢者施設のメディカル給食1件、合計10件の新規案件を獲得いたしました。また、新たな取り組みとして、関西地区のホテル内レストランにおいて、テナント営業による店舗運営を開始いたしました。今後のBtoC事業への新しい事業モデルとして展開してまいります。

当事業においても、アフターコロナを見据え雇用の継続・確保の方針のもと、休業補償を人件費として計上したことにより、大きな営業損失を計上することとなりましたが、休業補償に伴う雇用調整助成金を営業外収益に計上したことにより、経常利益はプラスとなりました。

この結果、売上高は1,828百万円(前連結会計年度比16.3%減)、営業損失は127百万円(前連結会計年度は営業損失130百万円)となりました。

<空間プロデュース事業>

当事業は、映像・音響・放送・セキュリティーに関する設計・施工・販売・管理・メンテナンスに加え、BGM及び香りまで提供する空間プロデュース事業としてセグメントを構成いたします。

当連結会計年度の状況は、コロナ禍の影響による企業の収益悪化に伴う設備投資の見送りや、ホテル・商業施設におけるサービスコストの見直し、加えて、世界的な半導体不足の影響により受注案件の施工が見送られるなど、すべての部門において厳しい事業環境となりました。

このような中、ビジネスパートナーとのコラボレーションの強化、顧客満足度アップのための新商材の提案、新たな顧客層への積極的な営業活動に注力したことで、法人部門において大型物流倉庫の防犯・放送設備の設計・施工案件を獲得、音響機器販売部門においては、企業のリモート業務拡大に伴い、ビデオ会議やネットワークに対応できるシステムの受注増加、売上確保に努めました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、展示会や各種イベントの中止、商品セミナーや対面での営業活動が制限されたことで、売上高、利益ともに当初見込みを大きく下回ることとなりました。費用面においては、配送費の削減や固定費の圧縮に努め、利益の確保に注力いたしました。

この結果、売上高は4,194百万円(前連結会計年度比12.2%減)、営業利益は58百万円(同3.1%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、36百万円であります。

その主なものは、フードサービス事業における新規出店による建物等の取得(24百万円)であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中には、該当する重要な事項はございません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2018年9月期)	第 35 期 (2019年9月期)	第 36 期 (2020年9月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (2021年9月期)
売 上 高 (千円)	17,326,144	18,445,751	11,962,668	9,412,227
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	158,405	△110,022	23,489	△420,335
1株当たり当期純利益又は は当期純損失 (△) (円)	31.40	△21.81	4.65	△83.36
総 資 産 (千円)	7,031,360	5,855,030	5,604,984	4,701,495
純 資 産 (千円)	2,829,036	2,639,212	2,573,252	2,124,638
1株当たり純資産額 (円)	560.71	523.09	509.20	426.06

(注) 純資産に、役員向け株式給付信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。また、当期の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

(3) 重要な子会社の状況 (2021年9月30日現在)

事 業 区 分	会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
スチュワード事業	(株)セントラルサービス シ ス テ ム	50,000千円	100%	スチュワード管理事業
フードサービス事業	(株) セ ン ダ ン	50,000	100	総合給食事業
空間プロデュース事業	東洋メディアリンクス(株)	50,000	100	映像・音響機器等販売施工事業
	音 響 特 機 (株)	100,000	100	音響・放送機器等販売事業
	Mood Media Japan(株)	10,000	100	音楽・映像ソフト制作事業
そ の 他	(株) C S S ビ ジ ネ ス サ ポ ー ト	10,000	100	総務・人事・経理管理事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2024年に迎える40周年に向けて、2022年9月期を始期とする3か年の中期経営計画「Value Innovation 2024」を策定いたしました。コロナ禍により激変した事業環境を踏まえ、「基軸事業の強化による収益力の向上」「グループシナジーによる新たな価値の創出」を軸に、経営基盤の再構築を図り、2024年9月期には売上高143億円、当期純利益2億円を掲げ、目標の達成に向けて取り組んでまいります。

各事業における重点施策は以下のとおりです。

<スチュワード事業>

当事業の主要顧客であるホテル業界は、コロナ禍による新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、緩やかな需要回復が期待されるものの、ビフォアコロナと同水準までの回復は当面見込めないものと思われます。

一方、医療・給食関係におけるスチュワード需要への影響は少なく、衛生・清掃関連業務の需要は今後拡大することが期待できます。

このような状況を踏まえ、既存顧客との段階的な契約条件の見直しに努めるとともに、スチュワードの医療関係を中心とした提供チャネルの拡大、清掃等への事業領域の拡大を図り、コロナ禍からの早期回復と環境の変化に適応した持続的成長を目指してまいります。

<フードサービス事業>

当事業は、ホテル業界全体としてコロナ禍の影響による低稼働が続いていることにより、従業員食堂・朝食レストランともに甚大な影響を受けており、それに伴い、ホテルにおける従業員食堂の内製化傾向は今後も続くことが懸念されます。

一方、ビジネスホテル等における朝食レストランの外部委託傾向は強まっており、今後の新規開業や既存ホテルからの新たな運営受託が期待できます。

このような状況下において、既存顧客との継続的な委託費の回復交渉に努めるとともに、朝食レストランの新規顧客の獲得に注力してまいります。

また、コロナ禍の影響が少ない介護施設分野を、今後拡大が期待できる市場ととらえ、介護施設における給食受託事業への本格参入に向けノウハウ構築を推進してまいります。

<空間プロデュース事業>

当事業においても、コロナ禍の影響による顧客の設備投資の見送りや縮小、また、各種ライブ・イベント等の中止が続いていることにより、当面厳しい事業環境となることが予想されます。

一方、企業のDXやビジネスモデルの転換に伴い、会議システムをはじめとする映像・音響機器の需要は安定的に推移することが見込まれます。

このような状況を踏まえ、既存顧客へのアプローチを強化することにより、音響・映像機器受注の早期回復、受注拡大に努めるとともに、会議システム等のネットワーク・オーディオ需要を広範に取り込むことにより売上拡大を目指してまいります。

また、「音」「映像」「香り」のトータルプロデュースによるブランディング事業の認知拡大と、総合提案力の強化を図り、ソリューション提供の間口拡大を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年9月30日現在）

事業区分	主 事 製 品 ・ 事 業 内 容
ス チ ュ ワ ー ド 事 業	ホテル・レストランにおけるスチュワード管理
フ ー ド サ ー ビ ス 事 業	従業員食堂及びレストラン運営
空 間 プ ロ デ ュ ー ス 事 業	セキュリティ・システム、音響映像システム等の販売・施工 業務用音響機器の輸入・販売

(6) 主要な営業所（2021年9月30日現在）

当 社		本社：東京都中央区
スチュワード事業	(株)セントラルサービスシステム	本社：東京都中央区 東海営業所：愛知県名古屋市 大阪営業所：大阪府大阪市 福岡営業所：福岡県福岡市
フードサービス事業	(株)センダン	本社：東京都中央区 大阪営業所：大阪府大阪市
空間プロデュース事業	東洋メディアリンクス(株)	本社：東京都中央区 商品センター：神奈川県川崎市 関西営業所：大阪府大阪市
	音響特機(株)	本社：東京都中央区 仙台営業所：宮城県名取市 名古屋営業所：愛知県名古屋市 大阪営業所：大阪府大阪市 広島営業所：広島県広島市 福岡営業所：福岡県福岡市 商品センター：東京都江東区
	Mood Media Japan(株)	本社：東京都中央区
その他	(株)C S S ビジネスサポート	本社：東京都中央区

(7) 使用人の状況 (2021年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
グループ全体の経営・管理	4名 (0名)	1名減 (0名)
スチュワード事業	190名 (3,354名)	22名減 (1,017名減)
フードサービス事業	153名 (534名)	9名減 (169名減)
空間プロデュース事業	115名 (0名)	7名減 (0名)
その他	28名 (9名)	0名 (0名)
合計	490名 (3,897名)	39名減 (1,186名減)

(注) 1. 使用人数は従業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人が、スチュワード事業において前連結会計年度末に比べて22名減少 (1,017名減少) したのは、主にコロナ禍により業務内容が縮小し、従業員が減少したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	1名減	51.7歳	8年11ヵ月

(8) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	400,000千円
株式会社商工組合中央金庫	230,000
株式会社みずほ銀行	160,000
株式会社三菱UFJ銀行	105,000
株式会社三井住友銀行	100,000
株式会社鹿児島銀行	50,000
株式会社りそな銀行	30,000
三井住友信託銀行株式会社	30,000
合計	1,105,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは当連結会計年度において、前連結会計年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大による多大な影響を受けることになりました。その結果、営業損失は717百万円を計上するに至り、2期連続で営業損失（前連結会計年度は営業損失1,072百万円）となっていること、また、親会社株主に帰属する当期純損失420百万円を計上したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

しかしながら、経常利益段階では継続的に黒字計上を維持しているため、コミットメントライン契約（極度枠2,000百万円、2021年9月末日現在借入残高300百万円）に付されている財務制限条項にも抵触しておらず、主力金融機関とは良好な関係にあり、引き続き安定した資金調達を行うことが可能であります。加えて、当連結会計年度末において631百万円の現金及び預金を保有し財務基盤は安定していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」は記載しておりません。

翌連結会計年度末において当該重要事象等を解消するため、以下の施策にて収益及び財務基盤の安定を確保してまいります。

- ①営業体制の強化による新たな分野への事業展開
- ②既存取引先の維持拡大と新市場、新商材での売上拡大
- ③管理可能費の圧縮とその他固定費の適切なコントロールによる経費削減
- ④金融機関との良好な関係の継続及び2022年3月に期限を迎えるコミットメントライン契約のリアレンジに向けた協議

なお、詳細については、「事業報告24頁 1. 企業集団の現況 (4)対処すべき課題」に記載しております。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（2021年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,776,000株
- ② 発行済株式の総数 5,285,600株（自己株式165,370株を含む。）
- ③ 株主数 1,922名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
野口 緑	1,162,600株	22.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （リテール信託口620090802）	677,000株	13.22%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （リテール信託口620090803）	671,000株	13.10%
S・T・E・C株式会社	425,000株	8.30%
三瓶 秀男	134,200株	2.62%
株式会社日本カストディ銀行 （信託E口）	133,500株	2.61%
原田 千壽	112,700株	2.20%
秋元 之浩	112,000株	2.19%
株式会社広美	80,000株	1.56%
C S S グループ従業員持株会	79,300株	1.55%

- (注) 1. 当社は、自己株式を165,370株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（165,370株）を控除して計算しております。
3. 役員向け株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が133,500株保有しております。なお、当該株式は自己株式に含めておりません。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年9月30日現在）

発行決議日		2004年12月19日	2005年12月18日
新株予約権の数		210個	253個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 21,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 25,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1円 (100株当たり1円)	新株予約権1個当たり1円 (100株当たり1円)
権利行使期間		2005年2月1日から 2024年12月19日まで	2006年2月1日から 2025年12月18日まで
行使の条件		注1	注2
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	・新株予約権の数：205個 ・目的となる株式数：20,500株 ・保有者数：1人	・新株予約権の数：252個 ・目的となる株式数：25,200株 ・保有者数：1人
	取締役 (監査等委員)	・新株予約権の数：5個 ・目的となる株式数：500株 ・保有者数：1人	・新株予約権の数：1個 ・目的となる株式数：100株 ・保有者数：1人

(注) 1. ① 新株予約権は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から行使できるものとする。

なお、2023年12月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2024年1月1日より新株予約権を行使できるものとする。

② 新株予約権の譲渡に際しては、当社取締役会の承認を要するものとする。

③ その他の条件は当社と被付与者との間で締結した契約に定める。

2. ① 新株予約権は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から行使できるものとする。

② 前記①にかかわらず、2024年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2025年1月1日より新株予約権を行使できるものとする。

③ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	野 口 緑	(株)セントラルサービスシステム 取締役会長 (株)C S S ビジネスサポート 代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	田 口 泰 一	(株)セントラルサービスシステム 代表取締役社長 東洋メディアリンクス(株) 取締役 音響特機(株) 取締役
取 締 役	渡 邊 和 男	(株)セントラルサービスシステム 監査役 (株)センダン 監査役 東洋メディアリンクス(株) 監査役 音響特機(株) 監査役 (株)C S S ビジネスサポート 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	越 智 敦 生	越智会計事務所 代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	布 施 明 正	頸城自動車(株) 社外取締役 (株)ハリマビシステム 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	永 辻 航	

- (注) 1. 当社は、越智敦生氏及び布施明正氏、永辻航氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
2. 越智敦生氏、布施明正氏及び永辻航氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）越智敦生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）布施明正氏は、長年の検事、弁護士として培われた企業法務等に関する見識や様々な企業での社外取締役としての経験を有しております。
5. 取締役（監査等委員）永辻航氏は、弁護士として培われた専門知識、主に企業法務分野に関する高い見識を有しております。
6. 当社は、社外取締役である越智敦生氏、布施明正氏及び永辻航氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有、並びに内部監査部門から定期的なヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員、子会社等の役員等を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険では、被保険者がその職務に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。

9. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）越智敦生氏、布施明正及び永辻航氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
林田 喜一郎	2020年12月18日	任期満了	代表取締役社長 (株)セントラルサービスシステム 常務取締役
三瓶 秀男	2020年12月18日	任期満了	取締役 (株)セントラルサービスシステム 代表取締役社長
川勝 雄介	2020年12月18日	任期満了	取締役 (株)CSSビジネスサポート 代表取締役社長 (株)セントラルサービスシステム 取締役

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役位別に定められた月額の固定報酬と、業績連動報酬で構成し、監査等委員である取締役については主に監督機能を担うことから月額の固定報酬のみとしております。

・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、取締役会が、株主総会決議で定めた報酬限度額の範囲内で取締役報酬を決定

しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、その適正性及び透明性を担保することを目的として、また、コーポレートガバナンスを一層充実させるために、取締役会の任意の諮問機関とする指名・報酬委員会の答申を得たうえで、決定しております。

当事業年度に係る報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申を得たうえで、2020年12月18日開催の取締役会の決議により決定いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、2020年12月18日開催の監査等委員の協議により決定いたしました。

・業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会決議に基づき、上記報酬限度額とは別枠で、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的として、監査等委員である取締役以外の取締役に対して、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

業績連動報酬に係る指標は、会社の業績との連動性を高め、各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益を業績連動報酬に係る指標としております。

業績連動報酬の額は、每期16,250千円を上限とし、社外取締役を含む監査等委員会の意見を踏まえ、当社の取締役会で決定する給付株式数算定基礎額に応じて、毎事業年度における業績目標の達成度等とを勘案してポイントを算定し、役位別に取締役会で決定しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員 の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	86,712	86,712	－	－	7
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	11,080 (9,960)	11,080 (9,960)	－ (－)	－ (－)	5 (4)
合計 (うち社外役員)	97,792 (9,960)	97,792 (9,960)	－ (－)	－ (－)	12 (4)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上表には、2020年12月18日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。

3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名であります。

4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
- 当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。
5. 業績連動報酬は、当該事業年度の業績が、前述のとおり減収及び営業損失、並びに親会社株主に帰属する当期純損失の計上により、2021年10月26日開催の取締役会において当該報酬を支払わない旨を決議しております。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2020年12月18日開催の第36期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役3名に対して退職慰労金を215,590千円支払っております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）越智敦生氏は、越智会計事務所の代表を兼務しております。
なお、当社は、越智会計事務所との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）布施明正氏は、頸城自動車(株)及び(株)ハリマビシステムの社外取締役を兼務しております。
なお、当社は、両社との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）永辻航氏は、弁護士事務所に所属しており、兼務はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会（18回開催）		監査等委員会（18回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 （監査等委員）	越智 敦生	18回	100%	18回	100%
	布施 明正	16回	100%	16回	100%
	永辻 航	16回	100%	16回	100%

（注）布施明正氏及び永辻航氏は、社外取締役就任後の状況を記載しております。

・取締役会及び監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 越智 敦生	公認会計士としての専門的見地から、特に各種案件における財務的観点からの検討など、独立した客観的な立場から、企業価値向上と株主利益の確保に向けた監視・助言・発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、当社の内部監査について適宜必要な発言を行うほか、取締役会の議案について事前に協議・精査を行うなど、取締役会の実効性向上に努めております。 また、監査等委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしております。
社外取締役 布施 明正	長年にわたる検事、弁護士として培われた専門知識と様々な企業での社外取締役の経験から、主にガバナンス、コンプライアンス等の見地から意見を述べるなど、独立した客観的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監視・助言・発言を行っております。社外取締役就任後に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、当社の内部監査について適宜必要な発言を行うほか、取締役会の議案について事前に協議・精査をおこなうなど、取締役会の実効性向上に努めております。 また、指名・報酬委員会委員として、その専門性・知見を活かした提言を通じて、当社の企業価値向上に尽力しております。
社外取締役 永辻 航	弁護士として培われた専門的見地から、特に各種案件における企業法務の観点からの検討など、独立した客観的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監視・助言・発言を行っております。社外取締役就任後に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、当社の内部監査について適宜必要な発言を行うほか、取締役会の議案について事前に協議・精査を行うなど、取締役会の実効性向上に努めております。 また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,190千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,190千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、職務を遂行できるように、当社及び当社子会社においては、会社法等法令に準拠する諸機関設置に加え、代表取締役社長指導の下、グループ各社に各社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、定例的に招集する。同委員会は、経営の根幹を形成するコンプライアンス、リスク管理、C S R等コーポレート・ガバナンス上の重要事項を審議する。

また、企業経営の基本方針となるC S Sグループ倫理規程及びコンプライアンス規程を制定の上、代表取締役がその精神をグループ全社の取締役及び使用人に継続的に伝達し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

さらに、グループ内に内部通報制度を継続的に機能せしめ、弁護士事務所及び税理士事務所とも顧問契約を結び、コンプライアンス体制の強化・補完を図ることとする。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令、定款及び社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

また、情報管理及び個人情報保護については、各々の管理規程に定める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社では、取締役会が経営に関わる全般的リスク管理を所管し、取締役会での協議を経て、管理部門担当役員が統括責任者となり、具体的リスク管理の徹底を図る。

様々なリスクを体系的・効率的に管理するべく、既存の「安全衛生管理規程」、「債権管理規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等に加え、新たなリスク発生に際しては、適宜必要なリスク管理規程を制定するとともに、グループ各社は当社制定「リスク管理の指針」に基づき要領・手続を制定し、リスク管理に万全を期すこととする。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び当社子会社は、定期的開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略、事業計画の執行及び監視に関する意思決定を行う。
当社の取締役会では、C S S グループ各社の経営、運営に係る重要事項の報告を受け、業務の執行状況の監査、予算実績管理等を行い、経営及び業務の執行の効率と効果を確保することとする。
- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づき管理部門担当役員が統括する。
取締役会は、関係会社の自主性を尊重し、その経営について経営計画に基づいた適切な施策の実行、効率的な業務の遂行、コンプライアンス体制の運営、リスク管理への対応がなされているかを確認し、業務の適正を確保する。
取締役会は、グループ管理体制の課題や問題を的確に把握し、その改善を実行する。
監査等委員会は、定期又は適宜にグループ管理体制を監査し、必要に応じて、取締役会にて報告することとする。
- ⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社グループの取締役及び使用人は、その他の取締役及び使用人の職務の執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実があることを発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査等委員会に報告することとする。
また、その他の取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査等委員会に報告することとする。
常勤監査等委員は取締役会及び重要な会議に出席するとともに、取締役会の付議事項、決定事項、重要な会計方針や会計基準、内部監査の実施状況、その他会社の重要事項等会社の業務執行に関わる文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。監査等委員会に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。また、会計監査人、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携してグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会はコンプライアンス、C S R等内部統制の確保について、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことができる。

使用人が監査等委員会の補助を行う場合、その職務に関する指揮命令権は、監査等委員会に委譲されるものとし、監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、全ての取締役及び従業員に対して反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針とする。

反社会的勢力及びその関係者や団体からの接触があった場合は、直ちに顧問弁護士や所轄警察署と連携し、毅然とした姿勢で組織的かつ法令に則して対処する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

- ① 法令遵守等

法令及び各種社内規程の違反状況について、各所管部署より担当役員に対し、適切に報告がなされ、適正に対応いたしました。また、取締役及び使用人に対し、個人情報保護法に関する勉強会を実施し、個人情報管理の重要性を再確認するとともに、個人情報漏洩の防止に努めました。

② 情報の保存及び管理

取締役会及び重要な会議ごとに事務局を定め、各種議事録の作成を行うとともに、その他情報の保存管理の徹底を図っています。記録文書は、取締役の求めがあれば随時、閲覧提供しています。

③ 損失の危険の管理

毎月1回開催される定時取締役会において、当年度の方向性、現在認識されているリスク及び重大なリスクに発展する可能性がある事象の共有と、未然防止策等の課題を検討しました。

④ 取締役の効率的職務執行

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について付議され、決議しています。

会社の重要事項は「取締役会規程」「稟議規程」に則り決定し、その内容は、翌月の取締役会において、取締役に報告されています。

⑤ グループ全体の業務の適正

子会社の経営上の重要事項の決定は、「関係会社管理規程」に従い、任命された担当取締役を介して取締役会、稟議申請等の手続きを経ることによって、当社が事前承認を行い、子会社の業務の適正を確保しています。

子会社において適法・適正な業務運営が行われていることを確認するために、当社の監査等委員会が定期的に子会社を訪問して監査を実施しています。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

毎月1回開催される定時取締役会には監査等委員全員が、内部統制会議等の重要会議には常勤監査等委員が出席して、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認しています。また、取締役、グループ各社の監査役と情報交換を行い、当社及びグループ各社において発生しうるリスク・課題についての認識を共有し、監査等委員会の視点から問題提起を行いました。監査等委員会は、当社監査人である有限責任あずさ監査法人より四半期ごとに、レビュー及び監査の報告を受けております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、当期の業績、連結配当性向及び当社配当性向と今後の経営における施策等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期（2021年9月期）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高については対前年約21.3%の減収となり、本業のもうけを示す営業利益については、残念ながら前期に続き損失計上となりましたが、雇用調整助成金の特例措置により営業外収益がプラスとなったことから経常利益は黒字を確保することとなりました。しかしながら、親会社株主に帰属する当期純利益に関しては、退任取締役に対する退職慰労金の支払い、並びに繰延税金資産の取崩しにより損失計上となりました。

配当につきましては、引続き新型コロナウイルス感染症の影響等により、2022年9月期の業績予想は難しい状況ではありますが、「継続的かつ安定的な利益配分」の基本方針に則り、1株あたり5円の期末配当を実施することといたしました。

翌期につきましても、新型コロナウイルス感染症の収束状況も勘案しつつ、継続的に5円の期末配当を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,543,287	流 動 負 債	1,668,310
現 金 及 び 預 金	631,930	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	350,752
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,201,217	短 期 借 入 金	450,000
有 価 証 券	50,358	一年以内返済予定の長期借入金	138,318
商 品 及 び 製 品	381,332	リ ー ス 債 務	27,252
仕 掛 品	33,131	未 払 金	384,742
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	12,760	未 払 法 人 税 等	12,379
未 収 入 金	19,798	賞 与 引 当 金	150,742
未 収 還 付 法 人 税 等	92,487	そ の 他	154,124
そ の 他	124,301	固 定 負 債	908,547
貸 倒 引 当 金	△4,031	長 期 借 入 金	516,682
固 定 資 産	2,158,208	リ ー ス 債 務	33,964
有 形 固 定 資 産	1,426,564	退 職 給 付 に 係 る 負 債	289,601
建 物 及 び 構 築 物	434,697	繰 延 税 金 負 債	17,063
土 地	951,628	株 式 給 付 引 当 金	6,788
そ の 他	40,238	長 期 未 払 金	42,711
無 形 固 定 資 産	102,040	資 産 除 去 債 務	721
の れ ん	32,479	そ の 他	1,014
そ の 他	69,560	負 債 合 計	2,576,857
投 資 そ の 他 の 資 産	629,603	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	433,266	株 主 資 本	2,047,181
繰 延 税 金 資 産	10,041	資 本 金	393,562
そ の 他	188,862	資 本 剰 余 金	279,306
貸 倒 引 当 金	△2,567	利 益 剰 余 金	1,487,157
資 産 合 計	4,701,495	自 己 株 式	△112,845
		その他の包括利益累計額	77,456
		その他有価証券評価差額金	77,456
		純 資 産 合 計	2,124,638
		負 債 純 資 産 合 計	4,701,495

連結損益計算書

(2020年10月1日から)
(2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目							金 額
売上	売上	売上	原価	高価	利益		9,412,227
販売	販売	販売	総一般	管理	費		8,134,935
販	費	及び	業	収	損		1,277,291
営	業	外	取	利	息		1,994,374
	受	取	配	当	金		△717,082
	受	取	賃	貸	料		
	仕	入	割	成	引		
	雇	用	助	成	金		
	そ	調	の	他	他		
営	業	外	費	用			768,161
	支	払	手	利	息		
	支	払	手	数	料		
	為	替	の	差	損		
	そ				他		
	経	常	利		益		16,543
特	別	損	失				34,534
	固	定	資	産	除	却	
	役	員	退	職	慰	労	
	税	金	等	調	整	前	
	法	人	税	、	住	民	
	法	人	税	等	調	整	
当	期	純	損	失			
親会社株主に帰属する当期純損失							△420,335

連結株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から)
(2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年10月1日残高	393,562	279,306	1,933,494	△96,122	2,510,240
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△26,001		△26,001
親会社株主に帰属する当期純損失			△420,335		△420,335
自己株式の取得				△22,240	△22,240
自己株式の処分				5,517	5,517
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△446,336	△16,722	△463,059
2021年9月30日残高	393,562	279,306	1,487,157	△112,845	2,047,181

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2020年10月1日残高	63,012	63,012	2,573,252
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△26,001
親会社株主に帰属する当期純損失			△420,335
自己株式の取得			△22,240
自己株式の処分			5,517
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	14,444	14,444	14,444
連結会計年度中の変動額合計	14,444	14,444	△448,614
2021年9月30日残高	77,456	77,456	2,124,638

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称
(株)セントラルサービスシステム
(株)センダン
東洋メディアリンクス(株)
音響特機(株)
(株)C S ビジネスサポート
Mood Media Japan(株)

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 (株)セントラルホテルサービス、(株)パトリオットバトン
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社又は関連会社の数
0社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 (株)セントラルホテルサービス、(株)パトリオットバトン
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。
- ・その他有価証券
時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法

- ロ. たな卸資産
- ・ 商品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・ 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 定率法によっております。
- （リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
- （リース資産を除く）
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. リース資産
- ・ 所有権移転外ファイナンス リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ・ リース取引に係るリース資産
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 当社及び連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 株式給付引当金 株式給付規程に基づく当社及び連結子会社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 金利スワップについては特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
- ハ. ヘッジ方針 市場変動相場に伴うリスクの軽減を目的として利用する方針であります。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローを事前に比較・検討し、有効性を確認しております。
- ただし、特例処理によっているスワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- | | |
|--|--|
| イ. 退職給付に係る負債の
計上基準 | 当社及び連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法を適用しております。 |
| ロ. 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |
| ハ. のれんの償却方法及び
償却期間 | 8年間で均等償却しております。 |
| ニ. 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |
| ホ. 連結納税制度からグルー
プ通算制度への移行に係
る税効果会計の適用に関
する取扱いの適用 | 当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 |

(5) 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しています。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収還付法人税等」、及び「流動負債」の「その他」に含めていた「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(6) 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 33,319千円(繰延税金負債と相殺前)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたっては、その回収可能性について、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金の解消スケジュール及び将来課税所得の見積り等に基づき判断しております。また、将来課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しております。将来の事業計画は新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況や収束時期の影響を受けますが、ワクチン接種の拡大等により緩やかな業績回復が期待できるものの、翌連結会計年度中に感染拡大前の業績水準に回復することは困難であると仮定して、事業計画に当該影響を織り込み将来課税所得の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、新型コロナウイルス感染症の収束時期や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(7) 追加情報

(役員向け株式給付信託について)

当社は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員及び当社グループ会社の取締役、執行役員（以下、あわせて「対象役員」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が当社の株価に対する意識と感度を高めることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社グループ会社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

② 会計処理

株式給付信託（ＢＢＴ）については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

③ 信託が保有する自己株式

当連結会計年度末において、株式給付信託が保有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、帳簿価額55,803千円、株式数は133,500株であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	334,709千円
土地	618,355千円
計	953,065千円
上記に対する債務	
一年以内返済予定の長期借入金	55,000千円
計	55,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

672,602千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	5,285,600株	－株	－株	5,285,600株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	232,070株	80,000株	13,200株	298,870株

- (注) 1. 当連結会計年度末の普通株式に、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式133,500株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の減少13,200株は、株式給付信託（ＢＢＴ）からの退任役員に対する給付によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年11月10日 取締役会	普通株式	26,001千円	5円	2020年9月30日	2020年12月21日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年11月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	25,601千円	5円	2021年9月30日	2021年12月22日

(注) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるものの、配当金の総額には株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式に対する配当金667千円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2004年12月19日取締役会決議分	2005年12月18日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	21,000株	25,300株
新株予約権の残高	210個	253個

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、年間の損益計画に基づき必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関して、当社グループは期日及び残高を管理しており、早期回収を実現する体制をとっております。

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の変動を把握しております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金の調達であります。

デリバティブは、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブは社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	631,930	631,930	－
② 受取手形及び売掛金	1,201,217	1,201,217	－
③ 有価証券及び投資有価証券			
イ. 満期保有目的の債券	164,079	161,668	△2,410
ロ. その他有価証券	289,408	289,408	－
資産計	2,286,635	2,284,225	△2,410
④ 支払手形及び買掛金	350,752	350,752	－
⑤ 未払金	384,742	384,742	－
⑥ 短期借入金	450,000	450,000	－
⑦ 長期借入金（1年以内返済予定分を含む）	655,000	653,534	△1,465
負債計	1,840,494	1,839,028	△1,465
⑧ デリバティブ取引（※）	－	－	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

イ. 満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	50,358	50,407	48
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	63,721	62,991	△729
	その他	50,000	48,270	△1,730
合 計		164,079	161,668	△2,410

ロ. その他有価証券の連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	165,347	279,699	114,352
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,833	9,708	△2,125
合 計		177,181	289,408	112,226

④ 支払手形及び買掛金、⑤ 未払金、⑥ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧ デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における、契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	55,000	—	(注)
合 計			55,000	—	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,049
関係会社株式	26,087
合 計	30,137

(注) これらについては、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「③ 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	631,930	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,201,217	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	50,358	48,721	15,000	—
その他	—	—	50,000	—
合計	1,883,506	48,721	65,000	—

(注 4) 長期借入金の連結決算日後 5 年間の返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長 期 借 入 金	138,318	516,682	—	—	—	—

5. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

6. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 426円06銭 |
| (2) 1 株当たり当期純損失 | △83円36銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

雇用調整助成金収入

当社は、新型コロナウイルスの影響により従業員の休業に伴う雇用調整助成金の交付申請をし、交付受給額及び見込額は以下のとおりであります。

(1) 助成金の交付申請額 80,792千円

(2) 上記のうち助成金の受給額

①助成金の入金日 2021年11月1日から2021年11月8日

②助成金の受給額 35,956千円

(3) 損益に与える影響 翌連結会計年度において、営業外収益で計上いたします。

8. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	460,866	流 動 負 債	1,794,961
現 金 及 び 預 金	327,684	短 期 借 入 金	450,000
未 収 入 金	40,252	関 係 会 社 短 期 借 入 金	1,250,000
前 払 費 用	3,533	リ ー ス 債 務	2,349
貯 蔵 品	541	一 年 以 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	55,000
未 収 消 費 税	11,614	未 払 金	27,178
未 収 還 付 法 人 税 等	74,822	未 払 費 用	2,482
そ の 他	2,416	未 払 法 人 税 等	290
固 定 資 産	2,720,428	預 り 金	2,476
有 形 固 定 資 産	954,111	賞 与 引 当 金	2,922
建 物	334,709	そ の 他	2,261
土 地	618,355	固 定 負 債	9,303
そ の 他	1,046	退 職 給 付 引 当 金	3,077
無 形 固 定 資 産	7,064	リ ー ス 債 務	2,011
投 資 そ の 他 の 資 産	1,759,252	繰 延 税 金 負 債	1,404
投 資 有 価 証 券	22,355	株 式 給 付 引 当 金	2,810
関 係 会 社 株 式	1,719,149	負 債 合 計	1,804,265
長 期 前 払 費 用	10,221	純 資 産 の 部	
そ の 他	7,525	株 主 資 本	1,369,248
資 産 合 計	3,181,295	資 本 金	393,562
		資 本 剰 余 金	279,306
		資 本 準 備 金	117,699
		そ の 他 資 本 剰 余 金	161,607
		利 益 剰 余 金	809,224
		そ の 他 利 益 剰 余 金	809,224
		別 途 積 立 金	600,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	209,224
		自 己 株 式	△112,845
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,781
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,781
		純 資 産 合 計	1,377,030
		負 債 純 資 産 合 計	3,181,295

損益計算書

(2020年10月 1 日から
2021年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関 係 会 社 経 営 管 理 料	113,076	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	260,006	
関 係 会 社 受 取 賃 貸 料	123,471	496,553
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	387,190	387,190
営 業 利 益		109,362
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	817	
受 取 配 当 金	250	
そ の 他	863	1,931
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,646	
支 払 手 数 料	2,746	10,393
経 常 利 益		100,900
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	25,166	
役 員 退 職 慰 労 金	215,590	240,756
税 引 前 当 期 純 損 失		△139,856
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△37,850	
法 人 税 等 調 整 額	2,943	△34,906
当 期 純 損 失		△104,949

株主資本等変動計算書

(2020年10月 1 日から)
(2021年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 合 計
		資本 準備金	そ の 他 資本剰余 金	資本剰余 金 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
2020年10月1日残高	393,562	117,699	161,607	279,306	600,000	340,175	940,175	△96,122	1,516,921
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△26,001	△26,001		△26,001
当 期 純 損 失						△104,949	△104,949		△104,949
自 己 株 式 の 取 得								△22,240	△22,240
自 己 株 式 の 処 分								5,517	5,517
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△130,950	△130,950	△16,722	△147,672
2021年9月30日残高	393,562	117,699	161,607	279,306	600,000	209,224	809,224	△112,845	1,369,248

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2020年10月1日残高	3,406	3,406	1,520,327
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△26,001
当 期 純 損 失			△104,949
自 己 株 式 の 取 得			△22,240
自 己 株 式 の 処 分			5,517
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	4,375	4,375	4,375
事業年度中の変動額合計	4,375	4,375	△143,297
2021年9月30日残高	7,781	7,781	1,377,030

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
（リース資産を除く）
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ・リース取引に係るリース資産
- (3) 引当金の計上基準
- 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。
- 株式給付引当金 株式給付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
 - ③ ヘッジ方針 市場変動相場に伴うリスクの軽減を目的として利用する方針であります。
 - ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローを事前に比較・検討し、有効性を確認しております。
ただし、特例処理によっているスワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- | | |
|---|--|
| ① 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |
| ② 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |
| ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用 | 連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(4)会計方針に関する事項 ⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。 |

(6) 追加情報

連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (7)追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 偶発債務

関係会社の取引先との取引に対し債務保証を行っております。

(株)センダン	47,318千円
---------	----------

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	40,491千円
----------	----------

② 短期金銭債務	1,256,532千円
----------	-------------

(3) 担保に供している資産

建物	334,709千円
----	-----------

土地	618,355千円
----	-----------

計	953,065千円
---	-----------

上記に対する債務

一年以内返済予定の長期借入金	55,000千円
----------------	----------

計	55,000千円
---	----------

(4) 有形固定資産の減価償却累計額	340,868千円
--------------------	-----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引高

営業収益	496,553千円
------	-----------

その他営業取引	52,332千円
---------	----------

(2) 営業取引以外の取引高	2,976千円
----------------	---------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	232,070株	80,000株	13,200株	298,870株

(注) 1. 当事業年度末の普通株式に、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式133,500株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の減少13,200株は、株式給付信託（ＢＢＴ）からの退任役員に対する給付によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,114千円
投資有価証券評価損	14,741千円
子会社株式	170,081千円
繰越欠損金	155,530千円
その他	16,435千円
繰延税金資産小計	357,903千円
評価性引当額	△357,879千円
繰延税金資産合計	24千円

繰延税金負債

未収還付事業税等	△123千円
その他有価証券評価差額金	△1,304千円
繰延税金負債合計	△1,428千円
繰延税金負債の純額	△1,404千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)セントラル サービス システム	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	経営管理料の受入 (注1)	51,145	—	—
				資金の借入(純額) (注2)	△48,000	関係会社 短期借入金	780,000
				借入金債務の被保証 (注3)	400,000	—	—
子会社	(株)センダン	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の借入(純額) (注2)	△10,000	関係会社 短期借入金	240,000
				借入金債務の被保証 (注3)	400,000	—	—
				仕入代金の支払保証 (注4)	47,318	—	—
子会社	東洋メディア リンクス(株)	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	家賃の受入 (注1)	54,012	—	—
				借入金債務の被保証 (注3)	400,000	—	—
子会社	音響特機(株)	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	借入金債務の被保証 (注3)	400,000	—	—
子会社	(株)C S S ビジネス サポート	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	業務委託料の支払 (注1)	47,400	—	—
				資金の借入(純額) (注2)	—	関係会社 短期借入金	130,000
子会社	Mood Media Japan(株)	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の借入(純額) (注2)	—	関係会社 短期借入金	80,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場条件を勘案した上で一定の計算方式に基づき提示を行い、毎期交渉により決定しております。
- (注2) グループ内の資金を一元管理するグループ会社間におけるグループファイナンスに係るものであり、利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注3) 当社のシンジケートローンに対し2,000,000千円及び当座貸越に対し500,000千円を上限とする債務保証を受けており、保証料を支払っておりません。
- (注4) (株)センダンの仕入代金に対し、160,000千円を上限とする債務保証を行っており、保証料は受け取っておりません。
- (注5) 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 276円14銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △20円81銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

株式会社ＣＳＳホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 修
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 瀧 克 仁
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ＣＳＳホールディングスの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

株式会社ＣＳＳホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 修
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 瀧 克 仁
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＣＳＳホールディングスの2020年10月1日から2021年9月30日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、並びに会社の財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月19日

株式会社C S Sホールディングス 監査等委員会

監査等委員 越 智 敦 生 ⑩

監査等委員 布 施 明 正 ⑩

監査等委員 永 辻 航 ⑩

(注) 監査等委員越智敦生、布施明正及び永辻 航は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 《本館M2階 光の間》



地下鉄 銀座駅 (徒歩5分)
日比谷駅 (徒歩3分)
内幸町駅 (徒歩3分)

JR 有楽町駅 (徒歩5分)
新橋駅 (徒歩7分)

**UD
FONT** 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。